

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税及び消費税の過大確定申告に対する更正処分請求上告事件

国側当事者・国

平成24年10月12日棄却・確定

(第一審・旭川地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年1月24日判決、本資料262号-10・順号11860)

(控訴審・札幌高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年6月19日判決、本資料262号-119・順号11969)

決 定

上告人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	田中 慶秋
同指定代理人	北濱 基紀

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成24年10月12日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 須藤 正彦

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信